

外務省

《外務省》

表 12-1 外務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	外務省における政策評価の基本計画（平成25年3月29日策定） 平成26年3月31日改定	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間 2 事前評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成25年度から29年度までの5年間 ○ 対象は、以下の政策とする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 政府開発援助 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 個々の政府開発援助のうち、無償の資金供与による協力であって当該資金供与の額が10億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策 (イ) 個々の政府開発援助のうち、有償の資金供与による協力であって当該資金供与の額が150億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策 イ 規制 <ul style="list-style-type: none"> 法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策 ウ 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（以下「租税特別措置等」という。） <ul style="list-style-type: none"> (ア) 次に掲げる措置について、法律又は法律に基づく命令（告示を含む。）の改正によりその内容を拡充する措置又はその期限を変更する措置（期限を繰り上げるものを除く。）が講ぜられることを目的とする政策 <ul style="list-style-type: none"> (i) 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第三条第1項に規定する法人税関係特別措置 (ii) 地方税法第757条第一号に規定する税負担軽減措置等のうち税額又は所得の金額を減少させることを内容とするもの (イ) そのほか、国税又は地方税について、租税特別措置法又は地方税法の改正により税額又は所得の金額を減少させることを内容とする措置が講ぜられることを目的とする政策 <ul style="list-style-type: none"> なお、実施が義務付けられている法人税関係の租税特別措置等以外の措置に係る政策についても、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする。
	3 事後評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画期間内において事後評価の対象となる政策は、法第7条に規定されている要件に該当する政策を含め、実施計画に明記することとする。ただし、社会経済情勢の変化等による政策の見直し・改善の必要、政策効果の発現状況等を勘案し、必要と考えられる場合には、適時に評価を行うものとする。 ○ 租税特別措置等に関する事後評価については、租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドラインに基づき、適切に実施するものとする。さらに、法人税関係以外の税目に関する租税特別措置等についても、積極的かつ自主的に事後評価を実施するよう努めるものとする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各政策所管局課は、政策評価と予算・決算の連携を踏まえつつ、政策評価に基づき、その結果を政策の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。）等）に反映させる。 ○ 総合外交政策局総務課及び政策企画室は、各政策所管局課の評価及びこれに対する総合的な審査の結果に基づき、次年度の総合的又は基本的な外交政策の企画立案に反映させる。 ○ 大臣官房総務課、人事課及び会計課は、政策評価の結果を、予算、定員・機構要求等に活用する。
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、大臣官房考査・政策評価官室とする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 外務省ホームページにおいても、外務省の政策評価に対す

		<p>る外部からの意見・要望等を受け付けるコーナーを設ける。 イ これら意見・要望等については、大臣官房考査・政策評価官室にて、外務省としての評価制度の改善に活用するとともに、必要に応じて関係課に通知し、関係課が評価を行う上で参考として適切に活用する。</p>
実施計画の名称	平成 26 年度（平成 25 年度を対象とした）外務省政策評価実施計画（平成 25 年 3 月 29 日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 7 の基本目標に係る 19 の施策（4 成果重視事業を含む）
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	○ 未着手：政府開発援助 2 案件 ○ 未了：政府開発援助 12 案件
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 12-2 外務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		政府開発援助：67件 〔表 12-3-ア、イ〕 《政府開発援助：36件》 〔表 12-3-ウ〕	実施が妥当	67 《36》	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした 〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 （概算要求に反映 16件《36件》）	67 《36》
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 （法第7条第2項第1号）	総合評価方式：19件 （目標管理型の政策評価） 〔表 12-3-エ〕 {総合評価方式：19件} （目標管理型の政策評価） 〔表 12-3-オ〕	目標の達成に向けて相 当な進展があ った	4	1 評価結果を踏まえ、これ までの取組を引き続き進め た 【引き続き推進】	14
			目標の達成に向けて進 展があ った	15	2 評価結果を踏まえ、評価 対象政策の改善・見直しを 行った 【改善・見直し】	5
					政策の重点化等	3
					〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔概算要求に反映 17件 機構・定員要求に反映 16件 （うち、機構4件、定員16件）〕	
未着手 （法第7条第2 項第2号イ）	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 （法第7条第2 項第2号ロ）	政府開発援助：7件 〔表 12-3-カ〕	継続が妥当	6	1 評価結果を踏まえ、これ までの取組を引き続き進め た 【引き続き推進】	6	
		進捗を慎重 に見極めた 上で事業継 続を検討	1	2 評価結果を踏まえ、当該 政策を中止した 【廃止、休止、中止】	1	
その他の 政策 （法第7条第2 項第3号）	該当する政策なし	—	—	—	—	

（注） 1 { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

2 《 》は、平成 24 年度に評価結果が公表され、「平成 24 年度政策評価等の実施状況及びこれら
の結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、反映状況として
新たに報告すべきものがあることから掲載したものである。

表 12-3 外務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 法第9条に基づき、政府開発援助を対象として無償資金協力について評価を実施し、その結果を平成25年5月8日、5月17日、5月31日、6月4日、6月11日、6月13日、6月19日、7月1日、7月18日、7月31日、8月21日、9月4日、9月19日、9月25日、11月8日、11月15日、12月9日、12月17日及び12月25日並びに26年1月31日、2月14日、2月25日、3月14日、3月25日及び3月31日に「政策評価法に基づく事前評価書」として公表。

表 12-3-ア 新規個別政府開発援助を対象として評価を実施した政策（無償資金協力）

No.	評価対象政策
1	「ナンプラ州モナポ初等教員養成校建設計画」(モザンビーク共和国)
2	「リロングウェ中等教員養成校建設計画」(マラウイ共和国)
3	「配電網緊急改修計画」(シエラレオネ共和国)
4	「タケク上水道拡張計画」(ラオス人民民主共和国)
5	「ヌアディブ漁港拡張整備計画」(モーリタニア・イスラム共和国)
6	「配電設備整備計画」(ガーナ共和国)
7	「気象レーダーシステム整備計画」(モーリシャス共和国)
8	「国道一号線橋梁改修計画」(ギニア共和国)
9	「イレクアンバ間道路橋梁整備計画」(モザンビーク共和国)
10	「サルパン県タクライ灌漑システム改善計画」(ブータン王国)
11	「ルサカ郡病院整備計画」(ザンビア共和国)
12	「ビシュケクオシユ道路クガルト川橋梁架け替え計画」(キルギス共和国)
13	「モラ橋護岸計画」(東ティモール民主共和国)
14	「第三次地方電化計画」(ウガンダ共和国)
15	「ヤンゴン市上水道施設緊急整備計画」(ミャンマー連邦共和国)
16	「バリング郡村落給水計画」(ケニア共和国)
17	「ナロック給水拡張計画」(ケニア共和国)
18	「コンボンチャム及びバットンバン上水道拡張計画」(カンボジア王国)
19	「モンロビア首都圏ソマリアドライブ復旧計画」(リベリア共和国)
20	「タザラ交差点改善計画」(タンザニア連合共和国)
21	「第四次幹線道路改修計画」(エチオピア連邦民主共和国)
22	「貨物旅客兼用船建造計画」(ツバル)
23	「国内海上輸送能力向上計画」(ミクロネシア連邦)
24	「マダン市場改修計画」(パプアニューギニア独立国)
25	「タボラ州水供給計画」(タンザニア連合共和国)
26	「西部ウガンダ地域医療施設改善計画」(ウガンダ共和国)
27	「中学校教室建設計画」(ニジェール共和国)
28	「ブルト灌漑施設改修計画」(東ティモール民主共和国)
29	「国道一号線改修計画(第4期)」(カンボジア王国)
30	「チェンナイ小児病院改善計画」(インド)
31	「カブール国際空港保安機能強化計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
32	「ハルツーム州廃棄物管理能力向上計画」(スーダン共和国)
33	「都市水道改善計画」(サモア独立国)
34	「環境的に持続可能な都市における廃棄物管理改善計画」(ラオス人民民主共和国)
35	「南部地域前期中等教育環境改善計画」(ラオス人民民主共和国)
36	「北部地域シリア難民受入コミュニティ水セクター緊急改善計画」(ヨルダン・ハシェミット王国)
37	「第三次中等学校改善計画」(マラウイ共和国)
38	「カヤー州ロイコー総合病院整備計画」(ミャンマー連邦共和国)

39	「台風ヨランダ災害復旧・復興計画」(フィリピン共和国)
40	「ダカール州郊外中学校建設計画」(セネガル共和国)
41	「国立母子保健センター拡張計画」(カンボジア王国)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)の表12-4-(1)参照。
なお、平成26年度予算要求までに公表したNo.1～13については、予算要求に反映。

(2) 法第9条に基づき、政府開発援助を対象として有償資金協力について評価を実施し、その結果を平成25年5月31日、9月4日、11月15日、12月17日及び12月25日並びに平成26年1月20日、1月23日、2月25日、3月4日、3月25日及び3月31日に、「政策評価法に基づく事前評価書」として公表。

表12-3-イ 新規個別政府開発援助を対象として評価を実施した政策(有償資金協力)

No.	評価対象政策
1	「貧困削減地方開発計画(フェーズ1)」(ミャンマー連邦共和国)
2	「ティラワ地区インフラ開発計画(フェーズ1)」(ミャンマー連邦共和国)
3	「ムンバイメトロ三号線建設計画」(インド)
4	「ナボイ火力発電所近代化計画」(ウズベキスタン共和国)
5	「インド工科大学ハイデラバード校整備計画(フェーズ2)」(インド)
6	「グアナカステ地熱開発セクターローン」(コスタリカ共和国)
7	「ノイバイ国際空港第二旅客ターミナルビル建設計画(第三期)」(ベトナム社会主義共和国)
8	「ハノイ市環状3号線整備計画(マイジックータンロン南間)」(ベトナム社会主義共和国)
9	「サンティアゴ島上水道システム整備計画」(カーボヴェルデ共和国)
10	「マプト・ガス複合式火力発電所整備計画」(モザンビーク共和国)
11	「ボスポラス海峡横断地下鉄整備計画(Ⅱ)」(トルコ共和国)
12	「港湾整備計画(第二期)」(イラク共和国)
13	「ジャワ南線複線化計画(第四期)」(インドネシア共和国)
14	「ジャカルタ首都圏鉄道輸送能力増強計画(第一期)」(インドネシア共和国)
15	「南北高速道路建設計画(ダナンークアンガイ間)(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
16	「南北高速道路建設計画(ホーチミンゾーザイ間)(第三期)」(ベトナム社会主義共和国)
17	「ラックフェン国際港建設計画(港湾)(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
18	「ラックフェン国際港建設計画(道路・橋梁)(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
19	「タイビン火力発電所及び送電線建設計画(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
20	「ケラニ河新橋建設計画」(スリランカ民主社会主義共和国)
21	「東部輸出回廊整備計画」(パラグアイ共和国)
22	「デリー高速輸送システム建設計画(フェーズ3)(第二期)」(インド)
23	「新・再生可能エネルギー支援計画(フェーズ2)」(インド)
24	「中小零細企業・省エネ支援計画(フェーズ3)」(インド)
25	「ハリヤナ州配電設備改善計画」(インド)
26	「アグラ上水道整備計画(Ⅱ)」(インド)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)の表12-4-(2)参照。
なお、平成26年度予算要求までに公表したNo.1～3については、予算要求に反映。

(3) 以下の36案件(無償資金協力15、有償資金協力21)は、平成24年4月から、政府開発援助を対象として無償資金協力及び有償資金協力について評価を実施し、その結果をそれぞれ「政策評価法に基づく事前評価書」として公表し、「平成24年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該政策評価結果の政策への反映状況として26年度予算要求に反映したことから、新たに報告すべきものとして、以下のとおり掲載。

表 12-3-ウ 新規個別政府開発援助を対象として平成 24 年度に評価を実施した政策

No.	評価対象政策
無償資金協力	
1	「ジュバ河川港拡充計画」(南スーダン共和国)
2	「ナイル架橋建設計画」(南スーダン共和国)
3	「ダルエスサラーム市交通機能向上計画」(タンザニア連合共和国)
4	「国家広域開発計画(UNDP連携)」(アフガニスタン・イスラム共和国)
5	「ナンガルハール農村インフラ改善計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
6	「カブール県、パーミヤン県及びカピサ県における灌漑施設改修計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
7	「住民参加型の都市開発支援計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
8	「第二次カブール国際空港駐機場改修計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
9	「デサブ南地区給水施設整備計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
10	「マイクログリッドシステム導入計画」(トンガ王国)
11	「シハヌーク州病院整備計画」(カンボジア王国)
12	「農業人材育成機関強化計画」(ミャンマー連邦共和国)
13	「気象観測装置整備計画」(ミャンマー連邦共和国)
14	「ヤンゴン市フェリー整備計画」(ミャンマー連邦共和国)
15	「小水力発電計画」(ラオス人民民主共和国)
有償資金協力	
16	「第八次開発政策借款」(インドネシア共和国)
17	「社会経済開発支援計画」(ミャンマー連邦共和国)
18	「ベラマラ・コンバインドサイクル火力発電所建設計画」(バングラデシュ人民共和国)
19	「全国送電網整備計画」(バングラデシュ人民共和国)
20	「カチプール・メグナ・グムティ第2橋建設及び既存橋改修計画(I)」(バングラデシュ人民共和国)
21	「カルナフリ上水道整備計画(フェーズ2)」(バングラデシュ人民共和国)
22	「バングラデシュ北部総合開発計画」(バングラデシュ人民共和国)
23	「タナフ水力発電計画」(ネパール連邦民主共和国)
24	「大コロボ圏送配電損失率改善計画」(スリランカ民主社会主義共和国)
25	「ハノイ市都市鉄道建設計画(1号線)フェーズI(ゴックホイ車両基地)(第一期)」(ベトナム社会主義共和国)
26	「オモン3コンバインドサイクル発電所建設計画(第一期)」(ベトナム社会主義共和国)
27	「ゲアン省北部灌漑システム改善計画」(ベトナム社会主義共和国)
28	「気候変動対策支援プログラム(第三期)」(ベトナム社会主義共和国)
29	「ハノイ市エンサ下水道計画(第一期)」(ベトナム社会主義共和国)
30	「第一次経済運営・競争力強化貸付」(ベトナム社会主義共和国)
31	「第二期国道改修計画」(ベトナム社会主義共和国)
32	「ニャッタン橋(日越友好橋)建設計画(第三期)」(ベトナム社会主義共和国)
33	「マニラ首都圏大量旅客輸送システム拡張計画」(フィリピン共和国)
34	「貨物専用鉄道建設計画(フェーズ2)(第二期)」(インド)
35	「チェンナイ地下鉄建設計画(第三期)」(インド)
36	「ビハール州国道整備計画(フェーズ2)」(インド)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html)の表12-4-(3)参照。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

総合評価方式を用いて、「平成 25 年度(平成 24 年度を対象とした)外務省政策評価実施計画」に基づき、以下の外務省の 7 の基本目標に係る 19 の施策を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「平成 25 年度外務省政策評価書(平成 24 年度に実施した施

策に係る評価書)」として公表。

表 12-3-エ 総合評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
基本目標Ⅰ 地域別外交			
1	アジア大洋州地域外交	目標の達成に向けて進展があった	引き続き推進
2	北米地域外交	目標の達成に向けて相当な進展があった	引き続き推進
3	中南米地域外交	目標の達成に向けて相当な進展があった	改善・見直し
4	欧州地域外交	目標の達成に向けて進展があった	改善・見直し
5	中東地域外交	目標の達成に向けて進展があった	引き続き推進
6	アフリカ地域外交	目標の達成に向けて相当な進展があった	改善・見直し
基本目標Ⅱ 分野別外交			
7	国際の平和と安定に対する取組	目標の達成に向けて進展があった	改善・見直し
8	国際経済に関する取組	目標の達成に向けて相当な進展があった	引き続き推進
9	国際法の形成・発展に向けた取組	目標の達成に向けて進展があった	引き続き推進
10	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供	目標の達成に向けて進展があった	引き続き推進
基本目標Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策			
11	国内広報・海外広報・IT広報・文化交流・報道対策	目標の達成に向けて進展があった	引き続き推進
基本目標Ⅳ 領事政策			
12	領事業務の充実	目標の達成に向けて進展があった	引き続き推進
基本目標Ⅴ 外交実施体制の整備・強化			
13	外交実施体制の整備・強化	目標の達成に向けて進展があった	引き続き推進
14	外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革	目標の達成に向けて進展があった	引き続き推進
基本目標Ⅵ 経済協力			
15	経済協力	目標の達成に向けて進展があった	引き続き推進
16	地球規模の諸問題への取組	目標の達成に向けて進展があった	引き続き推進
基本目標Ⅶ 分担金・拠出金			
17	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献	目標の達成に向けて進展があった	改善・見直し
18	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献	目標の達成に向けて進展があった	引き続き推進
19	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献	目標の達成に向けて進展があった	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表 12-4-(4) 参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

総合評価方式を用いて、「平成 26 年度（平成 25 年度を対象とした）外務省政策評価実施計画」に基づき、以下の外務省の 7 の基本目標に係る 19 の施策を対象として評価を実施中。

表 12-3-オ 総合評価方式により評価を実施中の政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策
基本目標Ⅰ 地域別外交	
1	アジア大洋州地域外交
2	北米地域外交
3	中南米地域外交
4	欧州地域外交
5	中東地域外交
6	アフリカ地域外交
基本目標Ⅱ 分野別外交	
7	国際の平和と安定に対する取組
8	国際経済に関する取組
9	国際法の形成・発展に向けた取組
10	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供
基本目標Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策	
11	国内広報・海外広報・IT広報・文化交流・報道対策
基本目標Ⅳ 領事政策	
12	領事業務の充実
基本目標Ⅴ 外交実施体制の整備・強化	
13	外交実施体制の整備・強化
14	外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革
基本目標Ⅵ 経済協力	
15	経済協力
16	地球規模の諸問題への取組
基本目標Ⅶ 分担金・拠出金	
17	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献
18	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献
19	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献

(3) 「平成 25 年度（平成 24 年度を対象とした）外務省政策評価実施計画」に基づき、政府開発援助に係る未了（法第 7 条第 2 項第 2 号ロ）の 7 案件を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「平成 25 年度外務省政策評価書（平成 24 年度に実施した施策に係る評価書）」として公表。

表 12-3-カ 未了の事業（政府開発援助）を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	「南スマトラ西ジャワガスパイプライン建設計画」（インドネシア）	継続が妥当	引き続き推進
2	「農村経済開発復興計画」（スリランカ）	継続が妥当	引き続き推進
3	「内蒙古自治区植林植草計画」（中華人民共和国）	継続が妥当	引き続き推進
4	「内陸部人材育成計画（地域活性化・交流、市場ルール強化、環境保全）」（中華人民共和国）	継続が妥当	引き続き推進
5	「アジャンタ・エローラ遺跡保護・観光基盤整備計画（Ⅱ）」（インド）	継続が妥当	引き続き推進
6	「パハン・スランゴール導水計画」（マレーシア）	継続が妥当	引き続き推進
7	「南北海底光ケーブル整備計画」（ベトナム）	進捗を慎重に見極めた上で事業継続を検討	中止

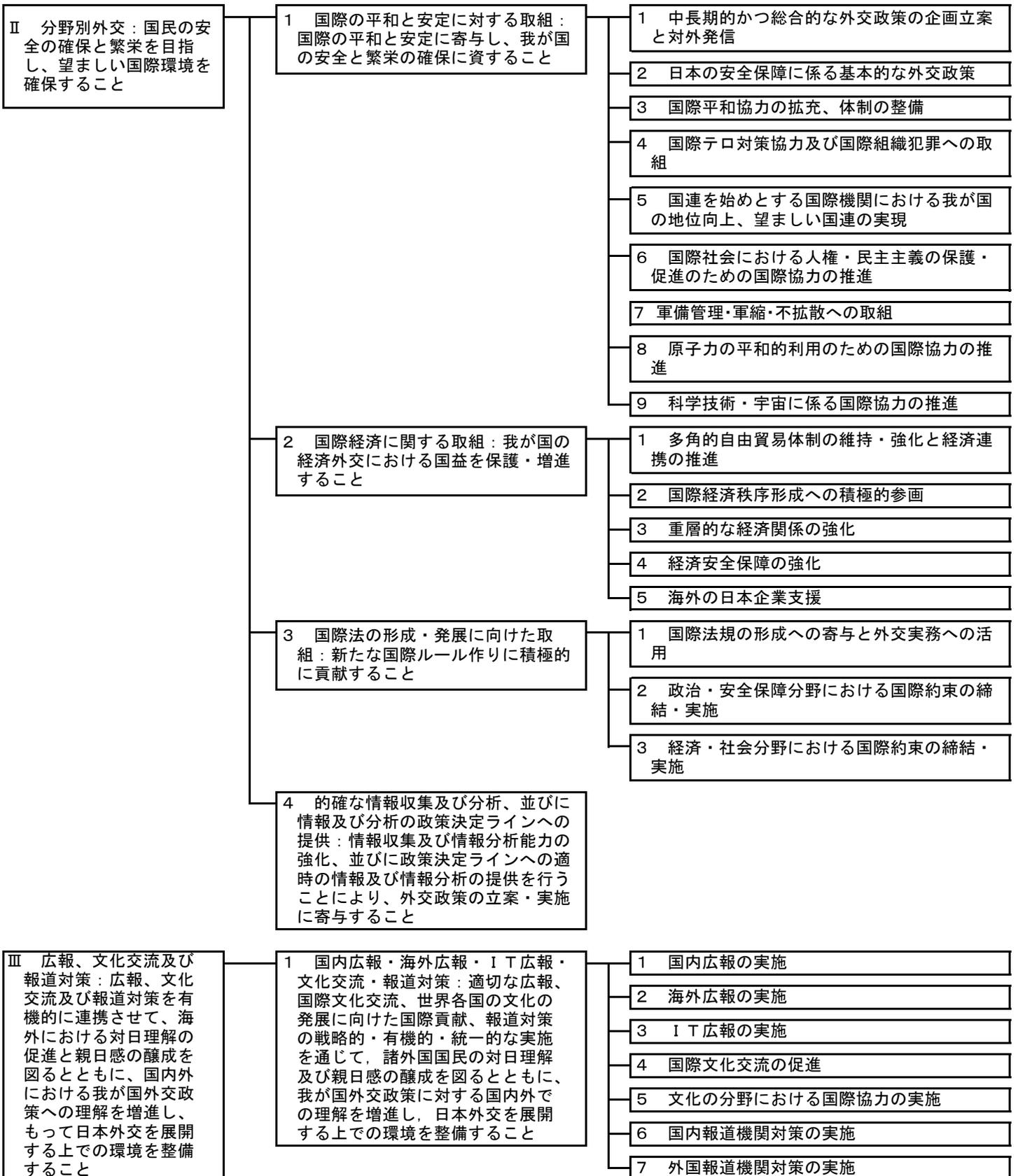
(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表 12-4-(5) 参照。

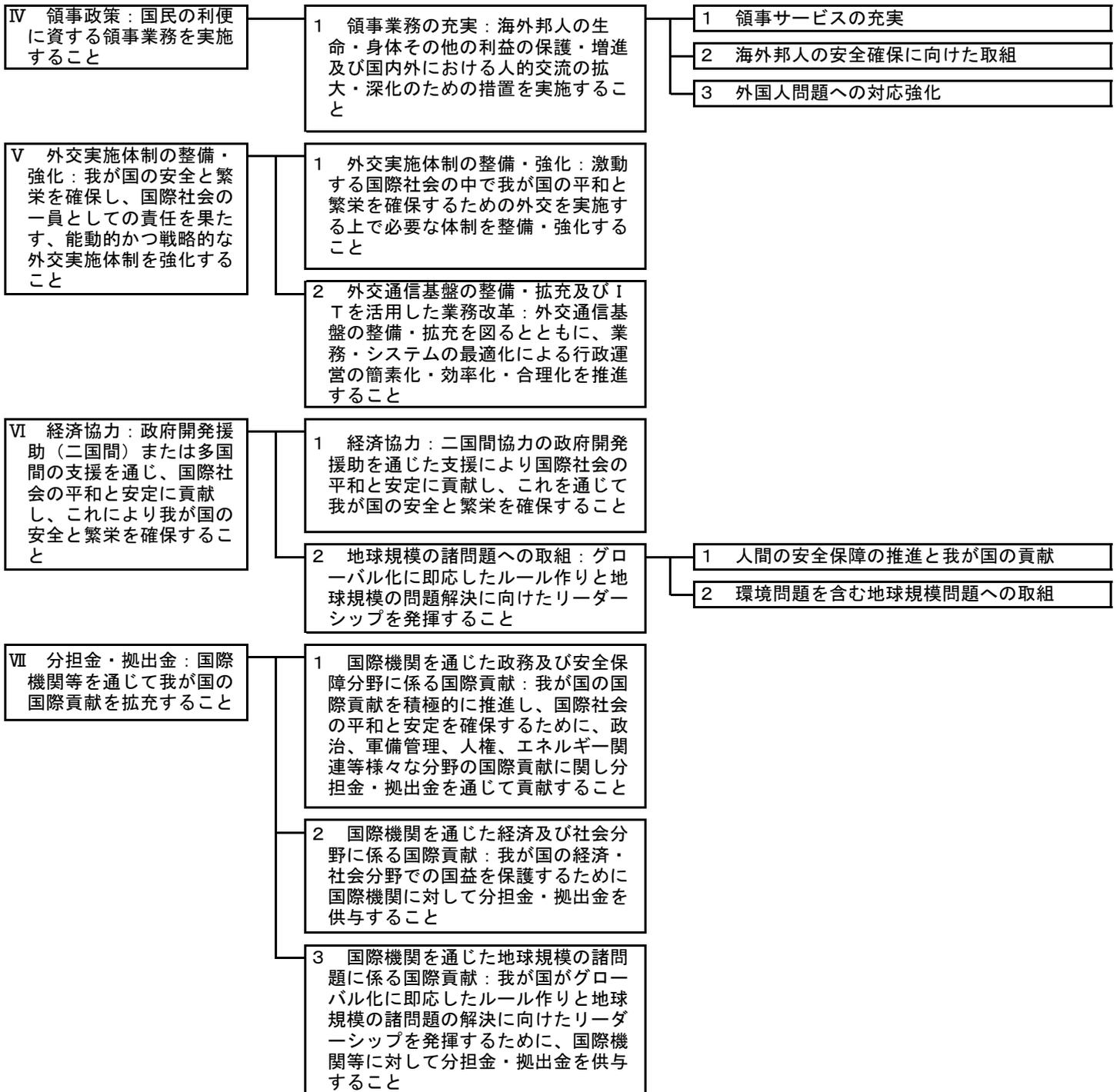
2 平成 25 年度（平成 24 年度を対象とした）外務省政策評価実施計画では、法第 7 条第 2 項第 2 号ロとして 17 案件を評価することとしていたが、計画策定後の実施状況により 7 案件について評価を実施している。

政策体系(外務省)

※ この政策体系は、平成25年度に公表された評価に係るもの

基本目標	施策	具体的施策
I 地域別外交：各地域の安定と繁栄の確保を目指し、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築し、日本にとって望ましい国際環境を確保すること	1 アジア大洋州地域外交：アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとともに、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築すること	1 東アジアにおける地域協力の強化
		2 朝鮮半島の安定に向けた努力
		3 未来志向の日韓関係の推進
		4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等
		5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化
		6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化
		7 南西アジア諸国との友好関係の強化
		8 大洋州地域諸国との友好関係の強化
	2 北米地域外交：我が国外交の基軸である日米同盟関係の深化及び日加関係を更に推進すること	1 北米諸国との政治分野での協力推進
		2 北米諸国との経済分野での協力推進
		3 米国との安全保障分野での協力推進
	3 中南米地域外交：中南米諸国との経済関係を始めとする多面的で裾野の広い交流の増進を通じた協力関係を構築すること	1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化
		2 南米諸国との協力及び交流強化
	4 欧州地域外交：基本的価値と国際社会での責任を共有する欧州各国及び主要機関、ロシア、中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を強化すること	1 欧州地域との総合的な関係強化
		2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進
		3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展
		4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化
	5 中東地域外交：中東地域の平和と安定、経済的発展に貢献すること、及び中東における我が国の国際的な発言力を強化すること	1 中東地域安定化に向けた働きかけ
		2 中東諸国との関係の強化
	6 アフリカ地域外交：アフリカ開発の促進、アフリカ地域外交を通じた国際社会での我が国のリーダーシップ強化、及びアフリカとの二国間・多国間での協力関係を強化すること	1 TICADプロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進
		2 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進





(注) 政策ごとの予算との対応については、外務省ホームページ (http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/yosan_taiou.html) 参照。

